

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の増大を図りつつ、株主をはじめ企業を取り巻く顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダー(利害関係者)の信頼を得るために、経営の効率性、透明性、健全性を確保できる最適な経営体制を確立することを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

当社は、取締役会において毎年1回以上保有するすべての政策保有株式について保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の保有意義の検証を行い、保有の適否について決定をしており、縮減に努めております。

具体的には、上記の資本コストに見合わない株式については、原則として縮減を行う方針です。一方で、国内外での競争に勝ち抜き持続的に成長していくため、事業戦略・財務戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案することとしております。

また、政策保有株式の議決権行使について社内規程において明確な決裁権限を定めており、その議決権行使の判断の過程において中長期的な視点での当社及び投融資先企業における持続的成長と株主企業価値向上に資する提案であるかを検討しております。

なお、当社の事業に重大な悪影響を及ぼすと考えられる議案については反対票を投じることとしております。

【原則1 - 7】

当社は、会社と役員、主要株主との取引について、市場価格や他社比較等、一定の合理性を有する条件で取引することを原則としております。

また、年に1度以上役員に関連当事者取引の有無を確認しており、上記の取引を行う場合には必ず取締役会で経済合理性について検証し、承認することとしております。

【補充原則2 - 4 - 1】

当社は性別、国籍等に囚われず採用及び登用を行うことを基本としております。

女性の活躍推進に関しては、下記URLをご参照ください。

<https://www.feed-one.co.jp/csr/data/data.html>

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=42650>

多様な背景を持つすべての従業員がお互いを認め合い尊重し、個々の能力や経験を活かせることが企業の持続的な成長に重要と考えております。そのために多様な従業員それぞれが能力を最大限発揮して活躍できる職場環境を目指しております。

女性・外国人・中途採用者等の人材確保を継続し、人材の多様性の確保に向け、それらの管理職の登用比率を2030年度までに15%以上(2023年度実績11.6%)に引き上げることを目標としております。

多様性の確保に向けた人材育成方針と社会環境整備方針は、以下URLをご参照ください。

<https://pdf.irpocket.com/C2060/EAzE/UhbV/UWtp.pdf#page=39>

【原則2 - 6】

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

【原則3 - 1】

・会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、Purpose「飼料で食の未来を創り、命を支え、笑顔を届ける」、Mission「一粒万倍」を経営理念として掲げております。

この経営理念の下、畜水産生産者の皆様には生産性に寄与する高品質な製品の供給、消費者の皆様には「川上から川下へ」当社独自の事業を活かして安定的に安全・安心な食品の供給を行ってまいります。なお、当社の経営戦略、経営計画等につきましては当社ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。

○経営理念・経営計画(中期経営計画2026)

<https://pdf.irpocket.com/C2060/nGVW/FtWb/D4I4.pdf>

○2024年3月期 決算説明会動画

<https://webcast.net-ir.ne.jp/20602405/index.html>

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針につきましては、本報告書の「 1. 基本的な考え方」を参照願います。

・経営幹部・取締役の報酬決定を行うに当たっての方針

当社は、経営幹部・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬について次のとおり方針を定めております。

〔基本方針〕

・社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会へ取締役の個別報酬等に関する決定を委任することを原則とし、役員報酬決定手続きに係る透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。

・事業計画に基づく短期的な業績連動及び中期経営計画に基づく中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。

・類似の企業を参考に、役位別の報酬額を優秀な人材を確保・維持できる金額水準とすること。

上記の方針に基づき、当社取締役会は、独立社外取締役を主たる構成員とする「指名・報酬委員会」に経営幹部・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関して決定を委任しております。

なお、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については固定報酬のみで構成することとしております。また、監査等委員である取締役の基本報酬については、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で監査等委員会にて常勤・非常勤の別、業務分担等を総合的に勘案し、協議・決定しております。

・経営幹部の選任と取締役候補の指名等を行うに当たっての方針

経営幹部の選任及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名については、各候補者の有する能力、資質、実績等を総合的に勘案すること、また、社外取締役の指名については、加えて客観的な視点から意見を頂ける方を指名選任することを方針としております。さらに、監査等委員である取締役候補の指名については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を適切に監督し、法令又は定款違反を未然に防止するとともに、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に勘案することを方針としております。

・上記方針に係る手続

当社では、独立社外取締役を主たる構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役候補者の選定及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬体系等に関してその適切性等の検討を行います。

監査等委員でない取締役候補者については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会で決定することとしております。

監査等委員である取締役候補者については、指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会での同意を経て、取締役会で決定することとしております。

また、取締役の選任議案において個々の選任・指名の理由について説明を行ってまいります。

なお、経営幹部・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定に関しては、「指名・報酬委員会」に委任をしております。

〔補充原則3 - 1 - 3〕

当社は、当社ホームページにおいてサステナビリティの取り組みを開示しております。

<https://www.feed-one.co.jp/csr/>

また、人的資本や知的財産への投資等についても、統合報告書に開示しております。

https://www.feed-one.co.jp/ir/integrated_report/

気候変動に係るリスクとして飼料畜産業界においては、主原料のとうもろこし価格の高騰、自然災害による自社工場や取引先生産者の畜舎等の破壊等が挙げられます。

これらのリスク及び収益機会が事業活動や収益等に与える影響について、TCFD提言に基づき、以下のURLにて開示しております。

<https://www.feed-one.co.jp/csr/environment/tcfd.html>

〔補充原則4 - 1 - 1〕

当社では、取締役会において経営陣に対する委任の範囲を定めた職務権限規程を制定し、経営の基本方針となる中期経営計画や重要な資本政策等一定の基準を設けて、取締役会で決定する事項、経営陣に決定を委任する事項を定めております。

監査等委員会設置会社として、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することにより、意思決定の迅速化を図ってまいります。

〔原則4 - 9〕

当社は、独立した社外取締役の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を適用しております。

〔補充原則4 - 10 - 1〕

当社では独立社外取締役を主な構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役候補者の選定並びに役員報酬体系等、後継者育成計画も含む指名・報酬に関する重要な事項について客観的な立場でその適切性等の検討又は報酬内容の決定を行い、取締役会への答申を実施しております。

また、監査等委員である独立社外取締役1名がオブザーバーとして参加することとしており、指名・報酬委員会における議論の内容を監査等委員会が監査・監督できる体制としております。

〔補充原則4 - 11 - 1〕

当社は、現行の取締役会の構成が、迅速な意思決定ができる適正な規模と考えております。また、取締役候補者については、取締役会における多角的な議論を可能とするため、豊富な業界の知識、会社経営、法律等の専門的な知見等、多様な知見を有している方を選定しております。

なお、各取締役のスキル・マトリクスは次に開示しておりますので、下記URLをご参照ください。

<https://pdf.irpocket.com/C2060/tSnV/fjCV/F5gQ.pdf>

〔補充原則4 - 11 - 2〕

当社は毎年役員の兼務状況について事業報告等で開示しておりますので、下記URLをご参照ください。

<https://pdf.irpocket.com/C2060/tSnV/fjCV/F5gQ.pdf>

〔補充原則4 - 11 - 3〕

当社取締役会は取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、毎年、社外を含む全ての取締役・監査役に対し自己評価を含むアンケートを実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。なお、客観的な意見を得るため、外部機関を活用し、アンケート結果の解析支援、他社比較状況の提供等の支援を得ております。

< 2022年度の実効性評価で抽出された課題への取り組み >

2022年度の分析では、当社の取締役会は全体として実効性があると評価した一方で、業務執行に係る審議に時間を要しており、中長期的な戦略、サステナビリティ対応への取り組み、リスク管理といった課題に対する深度のある審議の時間が十分に確保できていないことを認識しました。

○課題に対する対応

- ・取締役会への付議基準の見直しを実施。
- ・取締役会における議論の場を設置するべく、従前実施していなかったテーマに関する各部門からの報告を実施。

< 2023年度の実効性評価について >

2024年5月20日の当社取締役会において、2023年度の実効性評価について分析・議論・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

分析の結果、取締役会の監督機能が十分に発揮され、より高い実効性が確保出来ていると評価された一方で、今後も継続的に取り組むべき課題があることを認識しました。

○抽出された課題

- ・事前の検討が可能となる適切な時期で取締役会資料を提供すること。
- ・グループ全体の潜在的なリスクとその対処方法についての適切な監督を行うこと。
- ・株主との建設的な対話を行うための体制についての検討を行うこと。
- ・サクセッションプランの検討を行うこと。
- ・ジェンダーの観点での多様性を含めた取締役会の構成の検討を行うこと。

今後も本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行った上で迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

[補充原則4 - 14 - 2]

当社の取締役は、その役割を果たし、取締役会が監督機能を発揮できるよう、当社を取り巻く経営環境や事業の状況等に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積んでおります。当社は取締役に対して、期待される役割・責務を果たす上で必要となる「知識習得・向上の機会」を継続的に提供しております。

○主な取り組み内容

- ・全取締役、執行役員を対象としたe-ラーニングを実施。
 - 2021年度【取締役の役割】
 - 2022年度【取締役会の役割】
 - 2023年度【財務と非財務のリテラシー】
- ・取締役会における各種付議/報告等により、当社グループの経営全般を俯瞰。
- ・外部専門家の助言・外部研修等の機会を提供。
- ・執行状況に対する理解を深めるために、経営会議、グループ戦略会議、畜産事業部会議、水産事業部会議等の重要な会議に社外取締役が陪席。
- ・事業内容の理解を深めるべく、社外取締役を対象とした事業場の視察を実施。
(2023年度: 4月 北海道地区、10月 中部地区)
(2024年度: 7月 東北地区)

[原則5 - 1]

当社は、投資家が適切な投資判断を形成するために必要な情報を、適時適切且つ公正に開示していくことを基本方針としております。また、株主・投資家の皆様との対話による双方向コミュニケーションの更なる充実を目指してまいります。

- ・当社は財務経理部をIR担当窓口として、必要に応じ担当役員との面談を実施しております。
- ・当社は財務経理部を中心として、経営企画部・総務部が連携して投資家向け決算説明やHP開示の充実等株主との対話を促進する取り組みを実施しております。
- ・建設的な対話に向けた機関投資家からの面談の申込みについては、財務経理部をIR担当窓口として前向きに対応しております。その他、決算説明会等、IRイベントの実施にも取り組んでおります。
- ・IR活動における株主の皆様の見解・懸念は、代表取締役が定期的に報告するとともに取締役会で活動状況及び質疑の内容を報告し、投資家目線を経営に生かすことで企業価値向上に努めます。
- ・インサイダー情報の管理については社内規程を制定し、全社に周知徹底を図るとともに、決算期等の一定期間における対話を制限する等、厳格に運用しております。

[補充原則5 - 2 - 1]

当社は、資本コスト及び経営資源の配分を踏まえ、事業戦略や事業ポートフォリオを検討の上、中期経営計画を策定し、決算説明会等において説明しております。事業ポートフォリオの見直しが必要とされる場合は、対象事業及びその理由について適時適切に開示いたします。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応] [アップデート日付: 2024/6/21]

当社は、「中期経営計画2026～1st STAGE for NEXT 10 YEARS～」(2025年3月期～2027年3月期)においてROE・ROICを資本効率性を測る指標に位置づけ、最終年度における目標値をROE: 8%以上、ROIC: 6%以上としております。なお、株主資本コスト・WACCは類似上場会社のβ値、D/Eレシオを考慮に加えたCAPMベースの計算式で算定しており、それぞれ8%、6%と想定しております。

ROICは事業別に管理を行い、ROICツリーを活用して現場のKPIを設定し、資本コストを意識した経営を現場にまで浸透させることで、成長性の加速と収益性の向上、最適資本構成の実現、経営基盤の強化を着実に進めます。また、経営陣による投資家との対話や開示情報の充実等によるIRの強化によって、当社の認知度を高めることによりPBRの向上を目指します。

また、2025年3月期より役員業績連動報酬のKPIとして、中期経営計画で掲げる財務指標(EBITDA、ROE、ROIC)及び非財務指標(CO2削減、従業員エンゲージメント)を採用し、企業価値向上と業務執行取締役及び執行役員のインセンティブの連携を図っております。

企業価値向上に向けた取り組みにつきましては、以下のURLにおいて開示しております。

<https://pdf.irpocket.com/C2060/nGVW/FtWb/D4I4.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	9,838,416	25.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,699,400	9.63
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,278,860	3.33
有限会社大和興業	1,205,000	3.14
ケイヒン株式会社	1,047,175	2.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	948,616	2.47
東京海上日動火災保険株式会社	833,611	2.17
朝日生命保険相互会社	803,968	2.09
株式会社横浜銀行	781,780	2.03
株式会社ヨンキウ	600,012	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は三井物産株式会社のその他の関係会社であり、同社は当社株式を9,838千株(議決権比率25.76%)保有しております。

当社は同社より配合飼料の原料であるトウモロコシ等の購入を行っている一方で、同社は当社グループの配合飼料の販売窓口の1社となっておりますが、取引は定常的に発生しているものであり、同社との取引に関しまして、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件でこれを行い、少数株主に不利益を与えることのないよう対応しております。

さらに、当社では、任意の指名・報酬委員会を設置しており、同委員会では、取締役候補者の選定並びに役員報酬体系等、指名・報酬に関する重要な事項について客観的な立場でその適切性等の検討又は報酬内容の決定を行い、取締役会への答申を実施しております。委員の構成は社外取締役4名(うち、独立社外取締役3名)、代表取締役社長で構成されており、独立社外取締役が委員長に就任しております。これにより、経営陣の選任について同社からの独立性を担保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久保田紀久枝	学者											
辻孝夫	他の会社の出身者											
半田靖史	弁護士											
吉里格	他の会社の出身者							○	○			
後藤敬三	その他											
近田直裕	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保田紀久枝		○	久保田紀久枝氏は、お茶の水女子大学の名誉教授及び東京農業大学の非常勤監事であります。 なお、当社と同氏との間に取引関係、その他利害関係はありません。	久保田紀久枝氏は、名誉教授を務めるお茶の水女子大学で食品の科学等の研究に長く携わっており、主に当社の食品事業に関する専門的知識を有していることに加え、大学法人の監事を務めるなど、当社の経営全般に関して客観的な視点で有益な助言及び提言をいただけるものと判断し、選任しております。 また同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。
辻孝夫		○	辻孝夫氏は株式会社シンニツタンの社外取締役（監査等委員）、株式会社立花エレクトックの社外取締役及び富士ソフト株式会社の社外取締役であります。同氏及び同氏の各兼職先との取引関係、その他利害関係はありません。 なお、当社と同氏との間に取引関係、その他利害関係はありません。	辻孝夫氏は、商社における業務経験に加え、2社の上場企業の経営を通じて得た豊富な経験と幅広い知見を有しており、企業経営者としての目線かつ、客観的な視点により独立性をもって経営の監視・監督を遂行するに適任であり、企業経営の経験を活かし、当事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任しております。 また同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。
半田靖史		○	半田靖史氏は、弁護士であります。 なお、当社と同氏との間に顧問契約等の取引関係、その他利害関係はありません。	半田靖史氏は、裁判官の経験及び法律の専門的知識を活かし当社の理論に捉われない忌憚のない意見を頂戴することにより、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任しております。 また同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。
吉里格			吉里格氏は三井物産株式会社の理事食料本部長補佐であり、特定関係事業者（主要な取引先）の使用人であります。当社グループは同社より配合飼料の原料であるトウモロコシ等の購入を行っている一方で、同社は当社グループの配合飼料の販売窓口の1社となっておりますが、取引は定常的に発生しているものであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。 また、同氏はスターゼン株式会社及びJオイルミルズ株式会社の社外取締役ですが、同氏及びその他の同氏の兼職先との取引関係、その他利害関係はありません。	吉里格氏は三井物産株式会社において主に携わった飼料、畜水産物事業に対する知見に加え、ブラジルの穀物会社での業務経験を有するなど、飼料、畜水産物事業及び海外事業における幅広い業務経験を有しており、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで、当社の経営体制の強化に繋がるものと判断し、選任しております。
後藤敬三	○	○	———	後藤敬三氏は、国税局における業務経験に加え、立教大学大学院経済研究科の特別任用教授を務めたことなどから金融・経済等に関する専門知識を有していることに加え、日本貨物鉄道株式会社の常勤監査役として培われた経験を活かして、客観的な視点で有益な助言及び提言をいただけるものと判断し、選任しております。 また同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。

近田直裕	○	○	近田直裕氏は近田公認会計士事務所の代表及び株式会社千代田曾計社の代表取締役並びに東京建物株式会社の社外監査役であります。当社と同氏及び同氏の各兼職先との取引関係、その他利害関係はありません。	近田直裕氏は、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識を有しており、他の上場企業における監査等委員である社外取締役や社外監査役として培われた経験を活かして、客観的な視点で、独立性をもって業務執行の監督を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任しております。 また、同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。
------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人は、監査等委員会の職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務部の担当取締役は、監査等委員会の職務を補助するための使用人等の人事について、あらかじめ監査等委員会の同意を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部(人員7名)は社長が直轄する部門として、当社グループの内部監査及び内部統制評価を行っております。内部監査及び内部統制評価の状況・結果等は社長、監査等委員会に報告するとともに、取締役会に報告することとしております。また、内部監査の実効性確保のため、その後の改善状況につきフォローアップを実施するほか、監査等委員会及び会計監査人と定期的及び必要に応じて情報交換を図ってまいります。

監査等委員は、監査の方針及び業務の分担等に従い、毎月開催される取締役会に出席し、取締役の意思決定、業務執行に対する監視及び監督を行うほか、経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し、適宜意見を述べる等いたします。

また、年間スケジュールに基づき当社の業務監査を実施するとともに、関係子会社の監査役と連携して業務執行の監査を補助し、グループにおける監査機能強化に努めます。

監査等委員である取締役と内部監査部及び会計監査人とは定期的及び必要に応じて意見交換等を行うとともに、監査等委員会は決算の都度、会計監査人から監査報告の詳細な報告及び説明を受け、監査の方法及び結果が相当であるかどうかの検討を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

社外取締役を主たる構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役候補者の選定並びに役員報酬体系等に関してその適切性等の検討を行い、取締役会への答申を実施しているほか、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬等の額の決定を行っております。
なお、指名・報酬委員会は、指名委員会及び報酬委員会双方の機能を担っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は金銭報酬(固定報酬、短期業績連動報酬)と非金銭報酬(中期業績連動報酬、長期インセンティブ報酬)で構成されております。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとなっております。
役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して金銭報酬と非金銭報酬の額をそれぞれ算出しております。
また、指名・報酬委員会において各報酬の支給割合は金銭報酬と非金銭報酬の総額のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。
業績連動報酬に係る指標は、事業環境要因の変動や持分法適用会社の運営に係るリスク等も広範に捉えた上で各取締役の業績評価を明確にするため、短期業績連動報酬(金銭報酬)については事業計画(連結)のEBITDA及びROIC(投下資本利益率)、中期業績連動報酬(非金銭報酬)については、中期経営計画のEBITDA、ROE(自己資本利益率)、CO2削減及び従業員エンゲージメント係数としています。また、役位に応じた長期インセンティブである株式報酬を毎年支給しております。
業績連動報酬は各指標の目標数値の達成状況によって0%から150%の変動幅で設定しております。
個人別の報酬総額に占める変動報酬の割合は、業績連動報酬に応じて10%から39%の範囲で構成されます。
なお、個人別の報酬総額に占める非金銭報酬の割合は10%から15%の範囲で構成されています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。
2024年6月21日開催の第10期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は年額300百万円以内(うち、社外取締役分は年額40百万円以内)と定めております。
また、2024年6月21日開催の第10期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の株式報酬の額は3年で90百万円以内(ただし、社外取締役は除く。)と定めております。監査等委員である取締役の報酬等の額は、2024年6月21日開催の第10期定時株主総会の決議に基づき、年額60百万円以内と定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定方針は以下の通りです。

1. 基本方針

当社は、役員報酬を当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上の実現、サステナビリティの追求を図るための重要な手段として位置付け、以下の方針に則り、透明で公正なプロセスに基づき、報酬を決定します。

- ・社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会へ取締役の個人別報酬等に関する決定を委任することを原則とし、役員報酬決定手続きに係る透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。
- ・事業計画に基づく短期的な業績連動及び中期経営計画に基づく中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。
- ・類似の企業を参考に、役位別の報酬額を優秀な人材を確保・維持できる金額水準とすること。

2. 報酬構成

当社の取締役の報酬は金銭報酬(固定報酬、短期業績連動報酬)と非金銭報酬(中期業績連動報酬、長期インセンティブ報酬)で構成されております。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとなっております。

上記の基本方針に基づき、役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して金銭報酬と非金銭報酬の額をそれぞれ算出しております。

また、指名・報酬委員会において各報酬の支給割合は金銭報酬と非金銭報酬のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。

3. 報酬水準

外部調査機関の役員報酬調査データを基に、上場・非上場企業における規模(売上、従業員数、時価総額等)の水準を勘案した中央値を基準とし、役位別に設定しております。

4. 固定報酬

取締役の固定報酬は、金銭報酬(月毎に固定額を支給)が該当します。固定報酬の改定は、役位又は役割が変更する場合を基本として、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し決定しております。

5. 変動報酬

業績連動報酬に係る指標は、事業環境要因の変動や持分法適用会社の運営に係るリスク等も広範に捉えた上で各取締役の業績評価を明確にするため、短期業績連動報酬(金銭報酬)については事業計画(連結)のEBITDA及びROIC(投下資本利益率)、中期業績連動報酬(非金銭報酬)については、中期経営計画のEBITDA、ROE(自己資本利益率)、CO2削減及び従業員エンゲージメント係数としています。また、役位に応じた長期インセンティブである株式報酬を毎年支給しております。

業績連動報酬は各指標の目標数値の達成状況によって0%から150%の変動幅で設定しております。
個人別の報酬総額に占める変動報酬の割合は、業績連動報酬に応じて10%から39%の範囲で構成されます。
なお、個人別の報酬総額に占める非金銭報酬の割合は10%から15%の範囲で構成されています。

6.取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
当社の取締役の報酬等は毎年6月に条件等を決定することとしております。なお、6月の株主総会終了後に短期業績連動報酬支給及び長期インセンティブ報酬(非金銭報酬)を交付します。また、中期業績連動報酬(非金銭報酬)については、中期経営計画最終年度の翌事業年度の6月の株主総会終了後に交付します。なお、非金銭報酬は退任時まで譲渡制限を付与します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務部が窓口となり各種連絡、情報提供等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新					―― 名

その他の事項
――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1)業務執行の機能に係る事項
取締役会は、業務執行における重要な意思決定を司り、原則月1回実施しております。また、経営に関する重要な案件につき十分な検討を行うため、取締役会参加メンバーに加え、執行役員が参加する経営会議を原則月1回以上実施しており、監査等委員である取締役が参加する監査等委員会及び監査等委員連絡会を原則月1回以上開催する予定です。
当社は、コンプライアンス委員会、与信委員会等重要案件を検討する委員会を設置するとともに、社外取締役2名を含む監査等委員会監査により、経営の監視体制を整備しております。
- (2)監査機能に係る事項
監査等委員会は原則として毎月開催し、監査等委員会において定める監査計画に従って行う監査の方法及び結果が報告されることとしており、各部門長から業務の状況について報告を受け、必要に応じ各支店、工場及び関係会社を往査することとしております。監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門との連携強化を図るとともに、監査等委員会の事務局を設置し監査等委員会の職務をサポートする体制を整えております。
外部監査は、有限責任監査法人トーマツを選任しており、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、以下のとおりです。
- 指定有限責任社員 業務執行社員 西川 福之
指定有限責任社員 業務執行社員 歌 健至
- (3)責任限定契約の内容の概要
非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、従来から社外取締役割合を過半数とし、業務執行と監督の分離を推進する等、中長期的な企業価値の向上のため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。この取り組みの一環として、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員としつつ、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、監督機能の強化と意思決定の迅速化を実現すること等を目的として、2024年6月21日開催の当社第10期定時株主総会での承認をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。また、監査等委員会による充実した組織監査を実現することにより、内部統制体制のより一層の強化を図ってまいります。

当社は意思決定の迅速化、業務執行の合理化、効率化と監督機能の強化の両立を目指し、執行役員制度の導入や経営会議等により合理化を図る一方、取締役会で経営リスク管理体制の強化並びに経営の透明性を確保することを目的とし、社外取締役を選任しております。また監査等委員会制度を採用し、監査等委員である取締役3名の内2名を社外取締役とすることで当社の経営・業務執行の意思決定につき、中立の立場で客観的に経営監視を行える体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、定時株主総会における株主総会招集通知の早期発送やＨＰでの発送前開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、定時株主総会における開催日は集中日を回避して設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、議決権行使における電磁的な方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームへ参加し、機関投資家の方の議決権行使環境の向上に取り組んでおります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、招集通知の英文を提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書をはじめ、適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務経理部が行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	フィード・ワングループ役職員行動規範を定め、当社グループの役職員の社会的責任、企業倫理を示しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループでは、気候変動に伴うリスクの最小化と機会の最大化を図るため、CO2排出量を重要な指標として定めています。中期目標として2030年度までに当社グループにおけるScope1・2のCO2排出量50%削減(2020年度比)、長期目標として2050年度のサプライチェーンにおけるカーボンニュートラルの達成を掲げています。

a. 中期目標

目標年度: 2030年度

内容: Scope1・2におけるCO2排出量50%削減(2020年度比)

対象範囲: 当社及び主要関係会社

b. 長期目標

目標年度: 2050年度

内容: カーボンニュートラルの達成

対象範囲: サプライチェーン全体

c. 中期目標におけるCO2削減ロードマップ

当社グループでは、中期目標に向けて3つの削減施策を策定し、目標年度である2030年度までの脱炭素ロードマップを作成しました。2030年度にかけて事業成長による排出量の増加が見込まれるものの、さらなる排出量削減を当社グループにおいて実現してまいります。

また、事業活動を通じてサプライチェーン全体における低炭素化及び脱炭素化に貢献することが重要であり、削減貢献量も含めた削減施策を実行することで、取り組みをより一層加速してまいります。

省エネ・創エネ活動

生産拠点における原単位の改善、省エネ性能の高い設備への更新等を進めるとともに、燃料の転換(重油・液化天然ガス等)や設備の電化(ヒートポンプ・電動フォークリフト導入等)を進めてまいります。

また、太陽光発電設備等を導入することで自社における創エネに取り組むとともに、生産拠点の再編によるエネルギー効率改善も含めた着実な削減を実現してまいります。

再エネ電力切替

再生可能エネルギー由来の電力を活用することで、当社グループの電力の非化石化を実現するとともに、国内における再エネ導入の加速に寄与してまいります。

削減貢献量によるオフセット

牛のゲップに含まれるメタン、家畜の排せつ物から発生するメタンや一酸化二窒素等、畜産由来の温室効果ガスの削減、また飼料原料である飼料米の生産工程で発生するメタンの削減等に貢献し、その環境価値(J-クレジット等)を当社が購入・オフセットすることで、サプライチェーンにおける低炭素化及び脱炭素化に寄与してまいります。

また、CSR活動として国産畜産物の正しい理解を深めるための食育活動を実施するとともに水産資源保護の観点から、低魚粉・無魚粉飼料の開発等、事業特性に合った課題解決に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役会は、法令、定款、株主総会決議、社内諸規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(2) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的に「フィード・ワングループ社員行動規範」の周知を図る。

(3) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査する。

(4) 「内部通報に関する規程」を当社グループに周知するとともに、毎年の通報状況及び当該通報結果に対するフォローアップ状況について定期的に当社取締役会へ報告し、取締役会は内部通報制度の実効性を高めるために必要な措置を講じる。また、内部通報制度に関する評価を行い、継続的な改善を図る。

(5) 当社取締役会は内部通報制度を含むコンプライアンスに関して当社グループへ教育、研修、周知に努めると共に、必要な能力、適性を有する担当者を配置、育成するよう努める。

(6) コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。

(7) 当社グループは市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引は行わない。また、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務に関する文書の管理は、適用される法令、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、重要な文書・記録を適切に保存及び管理する。

(2) 当社グループの個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」等に基づき管理する。

(3) 当社グループの企業秘密の取扱いについては、「営業秘密保持規程」に基づき管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループの品質に伴うリスクを管理するため、「品質方針」を定めるとともに、品質保証部を中心とした当社グループの製品、商品の安全性等品質上のリスク発生を防止する管理体制とする。また、品質保証委員会において品質に関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当

社グループへ指示並びに周知を行う。

(2)当社グループの事業展開に伴い生じるリスクを管理するため、「全社リスクマネジメント規程」を運用するとともに、経営企画部がリスク情報を統括して、取締役会等への定期的な報告を行う。また、各部門が担当する業務の個別具体的なリスク管理を行う。

4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して機能の明確化と経営の迅速化を図るための執行役員制度を設ける。

(2)意思決定・監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、重要事項については、経営会議の審議を経て毎月開催される取締役会において意思決定を行う。

(3)当社グループは、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき区分し、それぞれの担当部門の責任者がその権限と責任に従い適切に運営する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)代表取締役及び関係する取締役、執行役員並びに使用人が出席するグループ戦略会議及び「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等に基づきグループ各社の業務の執行を管理する。

(2)業務ラインから独立した内部監査部に定期的な当社及び当社グループ各社の内部監査を実施させ、内部統制システムの運用及び整備の状況を調査し、その調査内容、改善事項等を社長、監査等委員会及び取締役会に報告する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の事務局を監査等委員会事務局とするほか、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務を補助するための使用人等を置く。

7. 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人は、監査等委員会の職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務部の担当取締役は、監査等委員会の職務を補助するための使用人等の人事について、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。

8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1)取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員が取締役会のほか経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し適時報告を受けられる体制を整えるとともに、監査等委員の求める定期報告や重要な稟議書、議事録などの書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査等委員会に報告する。また、監査等委員が当社グループの業務の執行状況に関し説明を求めたときは、当社グループの取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。

(2)当社グループの取締役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの経営に著しい影響を及ぼす事象の発生を認識したときは、監査等委員会に対し速やかに報告する。

9. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会へ報告したことを理由として、いかなる不利益を与える取扱いも行わない。

10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行うとともに、監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会が会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査できるよう監査業務への協力体制を整える。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、次のとおり体制を整備し、適宜検証又は改善に努めます。

(1)当社はグループ社員行動規範において、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、決して反社会的取引は行わない旨を定めております。

(2)当社は、反社会的勢力排除に向け、総務部を中心として関係各機関の研修に参加する他、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する体制整備を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

当社では、投資判断に影響を与える発生事実、決定事実、決算情報が発生した場合等の重要情報の開示については、金融商品取引法等の諸法令並びに、当社が株式を上場している金融商品取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、以下の様な運用体制により、適正な情報開示を行っております。

(1)発生事実

当社及び関係会社にて発生した重要情報は、社内規程(内部情報管理規程及び関係会社管理規程)に従い当該重要事実の発生部門・関係会社より各主管部門の責任者に適時に報告されると共に、当社グループのリスク統括・関係会社管理部門である経営企画部に適時に報告され、当該重要情報が経営企画部に集約される体制となっております。経営企画部長は、情報取扱責任者である総務部長と共に管掌役員並びに所管部門長と当該情報の適時開示の要否、時期・方法等につき速やかに協議を行い、当該重要事実につき適時開示が必要と判断された場合は、社長の承認を得て、総務部長より当該情報を遅滞なく開示しております。

(2)決定事実

当社グループの稟議統括部門である経営企画部が社内規程(稟議規程、内部情報管理規程及び関係会社管理規程)に従い、当社及び連結子会社にて決定した重要情報を集約し、適時開示が必要となる可能性がある重要事実については、情報取扱責任者である総務部長、管掌役員及び所管部門長と速やかに協議を行い、適時開示の要否を判断する体制となっております。当該重要事実につき、適時開示が必要と判断された場合には、当該情報の開示時期・方法等につき速やかに決定の上、社長の承認を得て、総務部長より当該情報を遅滞なく開示しております。

(3)決算情報

当社の財務経理部にて決算財務数値を作成し、また総務部にて定性情報を取り纏め、取締役会の承認を得たあと、財務経理部にて速やかに適時開示手続きを行っております。

会社の機関・内部統制システムについて

会社の機関・内部統制システムを図に示すと次のとおりです。

